

銀行の金利リスクへの規制強化

金融庁は地域銀行にも金利上昇への備えを要求

金融調査部主任研究員

佐原雄次郎

03-3591-1417

yujiro.sahara@mizuho-ri.co.jp

- 2017年6月30日、金融庁は、バーゼル委最終文書「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」（2016年4月）の国内実施に係るルール案を公表した（意見募集期限：2017年7月31日）
- 金融庁は、地域銀行の有価証券運用に問題意識を抱えており、バーゼル規制の対象である国際統一基準行に加え、地域銀行を中心とする国内基準行も規制強化の対象とすることを提案している
- 金利リスクが自己資本対比で大きい一部の銀行の間で、金利リスク削減のため、満期までの期間の長い債券や外国債券への投資の削減、長期の固定金利貸出の削減等の対応がとられる可能性がある

金融庁は、2017年6月30日、バーゼル委¹最終文書「銀行勘定の金利リスク（IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book）」（2016年4月）の国内実施に向け、「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正（案）」を公表した。本稿では、規制強化の背景、早期警戒制度における新たなモニタリング手法、銀行への影響について整理したい。

1. 規制強化の背景

（1）銀行勘定とは

国際的に活動する銀行は、金融システムの安定や公平な競争環境の確保等の観点から、バーゼル委の自己資本比率規制が課せられている（図表1）。バーゼル I（1988年に合意）では、自己資本比率の分母であるリスクアセットは信用リスク（貸し倒れリスク）のみで構成されていたが、その後のトレーディング業務の拡大等を踏まえ、1996年にはバーゼル委において新たに市場リスク（価格変動リスク）をリスクアセットに組み込むことが合意された。その際、市場リスクを捕捉する対象として「ト

図表1 自己資本比率規制

自己資本	≥ X %
リスクアセット (信用リスク+市場リスク+オペレーショナルリスク)	

(資料) みずほ総合研究所作成

図表2 トレーディング勘定・銀行勘定のイメージ

	トレーディング勘定	銀行勘定
主な対象業務	短期売買・ヘッジ目的の取引	トレーディング勘定に含まれるもの以外(預金・貸出等)
自己資本比率で捕捉されるリスク(注)	市場リスク(価格変動リスク) ※捕捉対象は資産・負債の両方	信用リスク(貸し倒れリスク) ※捕捉対象は資産側のみ
リスク捕捉の対象となる資産/ポジションの例	<ul style="list-style-type: none"> 短期的な売買差益の獲得を目的とした金融商品のポジション マーケットメイキング業務から生じるポジション トレーディング勘定の他のポジションをヘッジするためのポジション 	<ul style="list-style-type: none"> 貸出金 満期保有目的の有価証券 その他有価証券

(注) 市場リスクのうち、為替リスク・コモディティリスクは、銀行全体で捕捉される。

(資料) みずほ総合研究所作成

レーディング勘定（本邦では「特定取引勘定」と定義）」という概念が導入されたことに伴い、銀行の業務は、短期売買・ヘッジ目的の取引を扱うトレーディング勘定と、それ以外の預金や貸出、有価証券の長期保有といった業務を扱う銀行勘定に分類されるようになってきている（前ページ図表2）。

（２）金利リスクとは

金利リスクとは、市場リスクの一種であり、金利水準の変動により資産・負債の現在価値や収益が変動するリスクのことをいう。金利上昇のケースを考えると、資産・負債ともに現在価値が低下するものの、一般的に銀行では、資産の方が負債よりも満期／金利更改までの期間が長く、資産の現在価値の低下額が負債の現在価値の低下額を上回るため、バランスシート全体では資本の現在価値（経済価値）が低下する（図表3）。一方、金利上昇時には利鞘の改善により期間収益は増加する。

（３）銀行勘定の金利リスクは第２の柱の対象

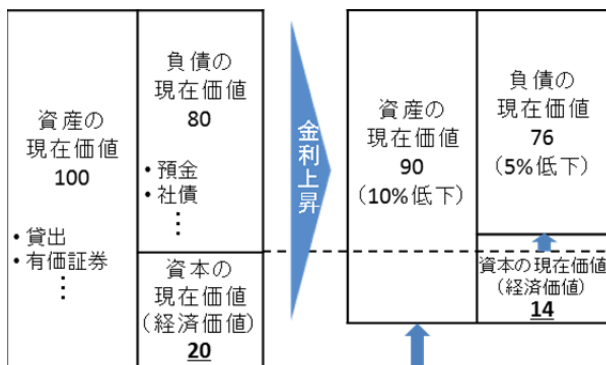
前述の通り、トレーディング勘定の市場リスクは金利リスクも含め、自己資本比率のリスクアセットに組み込まれている。一方、主に資産の長期保有を前提とした業務を扱う銀行勘定では、信用リスクの捕捉が重視されており、金利リスクは自己資本比率のリスクアセットには組み込まれていない。ただし、バーゼルⅡ（2004年に合意）において、自己資本比率を含む健全性指標の所要水準の確保（第1の柱）、銀行の自己管理と当局による検証（第2の柱）、情報開示を通じた市場規律の活用（第3の柱）、の3本の柱が導入されたことにより、第1の柱の対象となっていない銀行勘定の金利リスクは、第2の柱で捕捉されることとなっている（図表4）。

本邦では、第2の柱の実施にあたって、行政上の予防的措置である早期警戒制度が活用されている。この制度では銀行勘定の金利リスクに係る早期警戒ラインとして「アウトライヤー基準」が設定されており、当局は抵触した銀行に対し原因・改善策等について深度あるヒアリングを実施することとなっている。

（４）バーゼル委における議論の経緯

バーゼル委は、2013年春より、①トレーディング勘定の金利リスクに対する規制との平仄、②当時の歴史的な低金利環境を踏まえた金利上昇に対する備え、の観点から、銀行勘定の金利リスクに対す

図表3 金利上昇による銀行のバランスシートの経済価値の低下（イメージ）



(資料) みずほ総合研究所作成

図表4 バーゼル規制の3本の柱

第1の柱 (健全性指標の 所要水準の確保)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の指標について所要水準を設定 当局は、達成できなかった銀行に対して、早期是正措置や社外流出制限を実施 <p><実施されているもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率 ②流動性カバレッジ比率(LCR) <p><今後実施される見込みのもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ③レバレッジ比率 ④安定調達比率(NSFR) ⑤外部TLAC(総損失吸収力)比率
第2の柱 (銀行の自己管理と 当局による検証)	<ul style="list-style-type: none"> 銀行自身が第1の柱の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討 当局は、個々の銀行の状況に応じて対応
第3の柱 (情報開示を通じた 市場規律の活用)	<ul style="list-style-type: none"> 健全性指標の水準・内訳・計算方法やリスクの管理状況等の開示を義務付け

(資料) みずほ総合研究所作成

る規制の強化について検討を開始した。2015年6月に公表された市中協議文書では、銀行勘定の金利リスクを自己資本比率のリスクアセットに組み込む「第1の柱案」と既存の規制の枠組みを維持・強化する「第2の柱案」が提案され、2016年4月に公表された最終文書において、「第2の柱案」を採用した基準が示された。

(5) バーゼル委最終文書の概要

バーゼル委最終文書では、銀行勘定の金利リスクを計測する際の前提となる金利ショックシナリオについて、シナリオ数が現行の2シナリオ（上方／下方パラレルシフト）から6シナリオ（上方／下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇／低下）に増やされ、ショック幅も100bp（日本円の場合）へと実質的に拡大された。また、銀行勘定の金利リスクのうち経済価値の低下額に係る監督上の基準値（超えた銀行は当局による対応の対象）も、現行の「Tier 1+Tier 2の20%」から「Tier 1の15%」に引き下げられ、厳格化された（図表5）。

(6) 地域銀行の有価証券運用に対する金融庁の問題意識

銀行間の競争激化、資金需要不足、日銀のマイナス金利政策等を背景に、国内における銀行の貸出業務の収益性は低下している。金融庁は、大手銀行に比べ国内貸出への依存度が高い地域銀行について、「貸出業務の収益性が低下する中、決算において、引き続き表面上の利益を確保するために、有価証券運用への依存を一段と高めようとしている金融機関も見受けられる」、「そうした金融機関の中には、目先の期間収益を重視し、多大なリスクをとる一方で、含み損に対する対応が検討されていないなど、リスクテイクに見合った運用・リスク管理体制に課題が一部で認められている」、「このような

図表5 現行基準（2004年ガイドライン）と最終文書（2016年4月）の比較表

		現行基準(2004年ガイドライン)	最終文書(2016年4月)
ショックシナリオ	シナリオ数	2シナリオ(上方/下方パラレルシフト)	6シナリオ(上方/下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇/低下) ※スティープ化:短期金利低下+長期金利上昇 ※フラット化:短期金利上昇+長期金利低下
	ショック幅	①200bp または ②過去5年の1%/99%タイル値	<ul style="list-style-type: none"> 日本円:100bp(パラレル・短期金利・長期金利) 米ドル:200bp(パラレル)、300bp(短期金利)、150bp(長期金利) 英ポンド:250bp(パラレル)、300bp(短期金利)、150bp(長期金利) ユーロ:200bp(パラレル)、250bp(短期金利)、100bp(長期金利)
監督上の基準値 (アウトライヤー比率)		Tier 1+Tier 2の20%(注)	Tier 1の15%(注) <ul style="list-style-type: none"> 各国当局が追加的な基準を設定可能(例えば、自己資本のうち規制資本を上回る余剰額(資本バッファ)と金利リスク量の対比など)
当局による対応		<ul style="list-style-type: none"> 基準値を超えた銀行の自己資本充実度に対して特に注意を払わなければならない 銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断される場合には、①リスクの削減、②資本増強、③両者の組み合わせ、を求める是正措置を検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 基準値を超えた銀行が、過大な金利リスクを抱えていないか、当局がレビューを実施 レビューの結果も踏まえ、金利リスクテイクやリスク管理等に問題がある場合には、少なくとも次のうち1つの措置を採るよう求めなければならない ①リスクの削減、②資本増強、③内部モデルのパラメータ制限、④リスク管理向上
定量的開示		経済価値または期間収益の変動額(アウトライヤー比率は非開示)	<ul style="list-style-type: none"> 経済価値(6シナリオ毎)および期間収益の変動額をTier 1の額と対比する形で開示 コア預金の平均・最長満期

(注) Tier 1 と Tier 2 は自己資本の区分であり、Tier 1 には損失吸収力の高い資本（普通株式、優先株式、内部留保等）、Tier2 にはそれ以外の資本（劣後債等）が該当する。

(資料) 金融庁「国際金融規制（バーゼル規制の最近の動向）」（2016年6月）より、みずほ総合研究所作成

先では、市場の状況が変化した場合には問題が生じることも考えられ、リスクテイクに見合ったリスク管理態勢の構築が求められる」との問題意識を抱えている²。

こうした中、金融庁は、2017年6月30日にバーゼル委最終文書の国内実施に係るルール案を公表し、バーゼル規制の対象である「国際的に活動する銀行」（本邦では「国際統一基準行」と定義）に加え、地域銀行を中心とする国内基準行も規制強化の対象とすることを提案した。

2. 早期警戒制度における新たなモニタリング手法

ルール案では、早期警戒制度における新たなモニタリング手法が提案されている。具体的には、アウトライヤー基準の代わりに、「重要性テスト」と「オフサイトモニタリングデータの追加分析」を新設し、それらの結果を踏まえて必要に応じて当局が銀行と深度ある対話を実施することとされた。

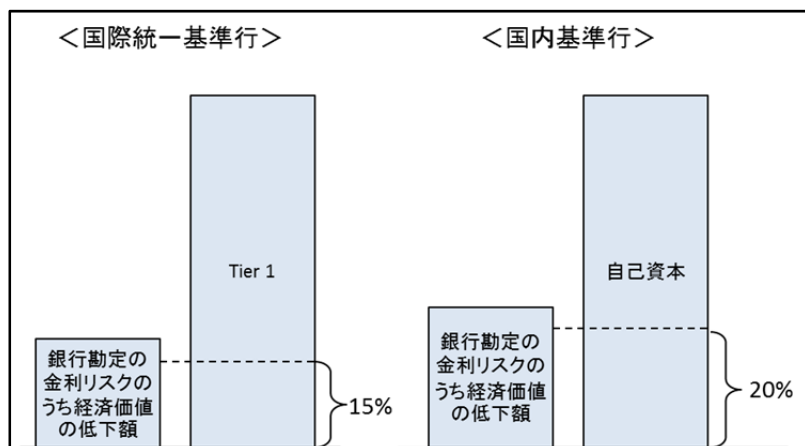
(1) 重要性テスト

重要性テストでは、現行のアウトライヤー基準と同様、銀行勘定の金利リスクのうち経済価値の低下額を計算し、監督上の基準値と比較する（図表6）。前提となる金利ショックシナリオは、バーゼル委最終文書に沿って現行よりも厳しく設定されており、ショック幅を100bp（日本円の場合）とする6シナリオ（国際統一基準行の場合）について経済価値の低下額を計算し、最大のものを採用することとなっている。経済価値の低下額に係る監督上の基準値は、国際統一基準行についてはTier 1の15%、国内基準行については自己資本の20%、となっており、抵触した銀行はオフサイトモニタリングデータの追加分析の対象となる。

(2) オフサイトモニタリングデータの追加分析

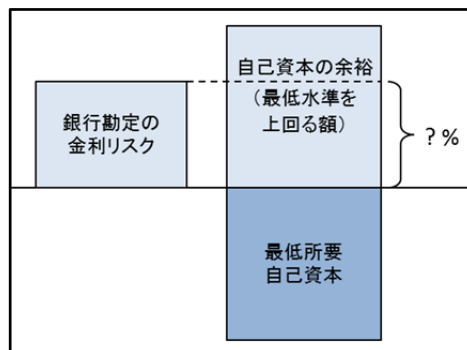
オフサイトモニタリングデータの追加分析では、当局が、「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」（自己資本の最低水準を上回る額）との関係（図表7）を基本的な着眼点としつつ、①「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係、②「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係、③「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係、④「金利ショックが将来収益に与える影響」、の観点等を踏まえ、銀行と深度ある対話を行う必要性について判断する。

図表6 重要性テスト



（資料）金融庁「国際金融規制（バーゼル規制の最近の動向）」（2016年6月）より、みずほ総合研究所作成

図表7 オフサイトモニタリングデータの追加分析における基本的な着眼点



（資料）金融庁「国際金融規制（バーゼル規制の最近の動向）」（2016年6月）より、みずほ総合研究所作成

(3) 当局と銀行の深度ある対話

金融庁は、重要性テストおよびオフサイトモニタリングデータの追加分析の結果を踏まえ、深度ある対話を行う必要があると認められる銀行について、①当局における分析、②対話を通じた課題の明確化と共有、③改善に向けた監督・対話、を実施する。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、業務改善命令を発出する。なお、監督指針案には、「重要性テストに該当したことをもって、銀行が過大なリスクテイクを行っている」とみなされるものではない、「オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない」と明記されている。

3. 銀行への影響

早期警戒制度における新たなモニタリングは、国際統一基準行については2018年3月、国内基準行については2019年3月から実施される。運用サイドの金利リスクを削減する方法としては、満期／金利更改までの期間が長い資産ほど金利上昇時に現在価値が大きく低下することや、外貨建て資産は円建て資産よりも適用されるショック幅が大きいことを踏まえれば、それらの資産を削減することが考えられる。したがって、金利リスクが自己資本対比で大きい一部の銀行において、満期までの期間の長い債券や外国債券への投資の削減、長期の固定金利貸出の削減等の対応がとられる可能性がある（図表8）。

図表 8 期間別の資産・負債の代表例と規制強化の影響

		満期／金利更改までの期間		
		～1年	1年～10年	10年～
資産	代表例	・ 変動金利貸出	・ 国債・社債の保有 ・ 固定金利貸出	・ 固定金利貸出(固定金利の住宅ローン等)
	規制強化の影響(注1)	← 短期化のインセンティブが働く		
負債	代表例	・ 非コア預金(注2) ・ 短期金融市場からの調達	・ コア預金(注2) ・ 社債による調達	
	規制強化の影響(注1)	→ 長期化のインセンティブが働く		

(注1) 金利ショックシナリオのうち上方パラレルシフトにおいて金利リスクが最大となる銀行の場合。
(注2) コア預金とは、流動性預金のうち、実態としては引き出されることなく長期間滞留する預金のことをいう。
(資料) みずほ総合研究所作成

1 バーゼル銀行監督委員会：銀行規制の国際基準を設定する国際機関。主要国の銀行監督当局から構成される。事務局はスイス・バーゼルのBIS（国際決済銀行）内。
2 金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」の「共通事項（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会／全国信用金庫協会）」（2017年5月）